

農政なら

編集・発行
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)
TEL 0742-22-1101 (内線5623~9)
FAX 0742-24-8576



- わが国の農業の食料安全確保を実現するため、農業委員会は農業者との意見交換を通じて、農業政策の改善を図ります。
- 地方農業者の年次検査結果を公表し、透明性を高めます。
- 農業活動を奨励するため、農業者に対する助成金を増額します。
- 農業委員会の組織体制を強化し、効率的な運営を目指します。

こうした情勢を踏まえ、農業委員会系統組織は、農業・農村の現場の声を政策に反映するとともに、行動する農業委員会として、地域農業の構造改革に向けて、農地の確保・有効利用・耕作放棄地の発生防止・解消・意欲ある担い手の確保・育成に向けた活動を強力に展開する必要があります。

このため、全国の農業委員会会長が一堂に会し、農業委員会と認定農業者等との意見交換の積み上げによる政策提案を行ふとともに、「新・農地と担い手を守り活かす運動」を組織しました。大会では、つぎの議案が決議されました。

- (1) 政策提案・要請決議
- (2) 特別決議

平成21年度全国農業委員会会長大会が盛大に開催



平成21年5月28日(木)に、県農業会議役職員等の参加に、全国農業会議所主催の全国農業委員会会長大会が、市町村農業委員会会长・職員、都道府

化するなか、政府は「食料・農業・農村基本計画」を見直し、平成22年3月を目途に、新たな「基

本計画」を策定する予定であります。また、「農地改革プラン」にもとづいた農地制度の改正法案が6月17日に成立しました。

- 農業委員会の活動強化に関する特別決議
- 情報活動(全国農業新聞)
- 農業委員会の体制整備に関する特別決議

こうした情勢を踏まえ、農業委員会系統組織は、農業・農村の現場の声を政策に反映するとともに、行動する農業委員会として、地域農業の構造改革に向けて、農地の確保・有効利用・耕作放棄地の発生防止・解消・意欲ある担い手の確保・育成に向けた活動を強力に展開する必要があります。

このため、全国の農業委員会会長が一堂に会し、農業委員会と認定農業者等との意見交換の積み上げによる政策提案を行ふとともに、「新・農地と担い手を守り活かす運動」を組織しました。大会では、つぎの議案が決議されました。

なお、大会終了後、地元選出国會議員に対する要請活動を実施しました。

農政なら

6月17日、農地法等の改正案が参議院本会議で可決、成立しました。6月24日に公布され

知事等と協議を行う仕組みが設けられる。

ある場合には、農用地区域からの除外を行うことがで
きない。

業に支障を与えていた場合など、農業委員会は勧告などを二三回、許可を

を廃止し、総議決権の原則
1/4以下という制限は残
るが、是れに一貫して用ひ

(2) 違反転用に対する罰則の強化

がりの隣外を行ふことができるない。

合など 農業委員会は審
告できるとともに、許可を
取り消さなければならぬ
また、農業協同組合（連

1／4以下という制限は残しつつ、農商工連携の相手方となる事業者が構成員である場合には議決権の

要があるため農地の確保との有効利用を図ることを目的に行われました。農地の転用や貸し借りをはじめ農業生産法

(3) 国の転用許可事務の適切な処理の要求

を生ずるおそれがある場合には、農業委員会は、農地の権利取得を許可しないとの要件が設けられる。

地の貸借により農業経営の事業を行うことが出来る
(2) 下限面積要件の弾力化
農地の権利取得にあたつ

(1) 遊休農地の所在の明確化
と有効利用の徹底

イドラインが順次策定される」ととなります。

が明らかな場合、農林水産大臣は都道府県知事に對し、農地転用許可事務の適切な執行を求めるこ

(⑥) 農地を利用する者の確保・
取得を排除する。
拡大

許可を受ける必要のない
権利取得の届出制度

農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に

農用地区域内農地の確保
(1) 農用地面積の目標達成に
向けた仕組みを整備

等の参入を容認

を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならない。

配慮した権利の取得を促進する。

農林水産大臣は、都道府県知事が定める農用地面積の目標達成状況を取
りまとめ・公表するとともに

きる旨の条件が付された
契約で、地域の他の農業者
との適切な役割分担の下に
農業経営を継続的・安定

③農地転用規制の強化
(1)農地転用許可対象の拡大
生交、病院等による未施
ける。

ノ農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事）にも途

(1) 農地転用許可対象の拡大
学校、病院等の公共施設も、許可の対象に含め、
許可権者である都道府県

農用地区域内の農地について、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれがあ

の事業に常時従事にも途が開かれた（毎年、利用状況を農業委員会へ報告する事が必要。周辺地域の農

改正農地法が成立

—今年度中の施行が確実—



集落営農塾「基礎講座」開催

農地の荒廃が次第に進行しています。

そこで、協議会では、地域農業の維持発展、耕作放棄地の解消等のため、集落営農組織の育成を目的とした「集落営農塾」の開催を行います。まずは組織のリーダーとなる人材の育成に取り組んでいます。

本年は、集落営農組織の立ち上げに必要な基礎的な知識の講習を行う「基礎講座」を集合研修の形でまず行い、その後、実践的

との説明がありました。

次に、集落営農の事例発表として、滋賀県犬上郡甲良町法養寺集落のリーダー（農事組合法人サンファーム法養寺代表）上田栄一氏の講演を聞きました。その中で、「集落営農でめざす真の目標を3点に絞り、その目標に向かって突き進んだ。」話が印象的でした。その目標とは、第1に「機械貸しを防止すること。」で、個人での機械購入を止めます。第2は、「個人で機械を買わない代わりに、集落で大型機械を共同利用すること。」で、肉体的にも精神的にも苦痛のない低コスト農業をめざします。第3は、「法養寺の田は法養寺で守ること。」で、高齢化や病気・ケガ等で、誰がいつ農業ができるなくなても集落で対応します。

以上、3つの改善目標を立て、非常にすばらしい集落営農を実現されています。

上田さんの言葉を借りると、農家77名、関係機関・団体27名の総数104名となり、盛会裡に終了することができました。

今回の基礎講座の出席者数は、農家の77名、関係機関・団体の27名の総数104名となり、盛会裡に終了することができました。

J Aなげん担い手・遊休農地対策課から、集落営農組織の立ち上げ等のための事業紹介や、JAなげん担い手・遊休農地組みを応援する事業の紹介等がありました。

県担い手育成総合支援協議会（会長 増井勲 県農業會議会長）は、平成21年6月27日（土）、田原本町内において平成21年度集落営農塾「基礎講座」を開催しました。

農村では、若い担い手が激減し、農業従事者の年齢が年々上昇するという状況の中、農産物価格の低迷等の理由も加わり、

な取り組みをめざす集落へ出張して講習等を行う「実践講座」の開催を行います。

「基礎講座」では、県担い手農地活用対策課より、「集落営農について何?」というテーマで、組織づくりのノウハウやリーダーの役割等についての講義があり、「自分の集落にあつた仕組みについての、徹底した話し合いが重要。」

このように成功例のポイントは、リーダーの強い信念と、それ



まとめ

《集落営農の目的は》

- 金も手間も気苦労もかけないで農業が継続できるしくみづくり
- 明るく住みやすい村づくり

《そのために》

- 良いとわかれれば即実行!!-実行とは借金を抱えることである
- 長時間考えてもやらなければ改善はできない

《走りながら良くなる方向を追い求める》

- みんなが積極的に協力する-住みやすい村にするために
- 新しいアイデアを出し合う

“農”へのメッセージ



と考えています。

また、「のうねん」No.223で、国交省が「都市に農業が必要だ」と言う見出いで都市計画法抜本改正への動きについて報じられていましたが、今後の動きに期待を込めて注視していきたいと考えています。

県常任会議員
吉村 増雄

香芝市は、県内でも有数の住宅都市化が進み非農家の人口が増えている市です。農業委員会では昨年度、系統組織の活動でもありました荒廃農地・遊休農地の調査活動を行いましたが、営農環境の悪化から遊休農地も数多く確認されました。しかしながら、視点を変えると人口増加は消費者の増加でもあり地産地消の市場が身近に有るわけですから、この様な営農環境を踏まえ7月から農家組合組織と委員会からなる香芝市農地利活用検討協議会の発足を致しました。

この協議会活動によって遊休農地の解消に向けた体制の強化を図り、きめ細かく対応し解消に努めたいと考えています。周辺住民とのコミュニケーションを取りつつ住との共存を図りたいと考えています。

農政改革の基本とも考えられる農地法の大幅改正が約39年ぶりになされましたが、軸足を移したわけですが、この法改正だけで農業を取り巻く多くの問題が解消されるわけではありません。国民の関心が食の安全、自給率の問題等に関心が高まっている今、消費者の視点と経営感覚を持つて日本農業、奈良県農業の将来像をあらゆる角度から練り直す起點にしたいのです。

改正法では、これまで以上に農業委員会の役割重視が示されています。系統組織あげて組織充実が必要な事を訴えていかなければなりません。平成の農政改革時に県農業会議常任会議員として参画している自分に喜びを持って微力ですが頑張る所存です。

農業会議だより

「新農業人フェア09 ”新規就農相談会”」開催

新規に農業を始めるための就農相談会が、全国農業会議所等の主催で、平成21年7月4日(土)大阪市の梅田スカイビルで開催され、910名の参加者でおおいにぎわいました。

対し就職相談を行って頂きました。

当日は、全国の都道府県や市町村・農業法人ごとのブースを設置し、農業を始めるため、また、農業法人への就職希望者などのために個別相談を行いました。

また、奈良県が設置した就農相談ブースにも職員が参加し、総合的な就農相談に対応しました。

当の方に来場頂き、33名の方に

●第3版「新規就農ガイドブック」新規就農までの道筋や就農前に知っておくこと。また、資金面や技術面、住宅の確保、経営作物の選定などを詳しく紹介しています。

さらに、就農にあたっての相談窓口や情報収集方法などについても紹介しています。農業へ従事を考えている方は是非、読んで頂きたい一冊です。

●「農地制度が変わります!」農地法等改正法が平成21年6月24日に公布されました。「新たな農地制度」のポイントをわかりやすく紹介したものです。配布等に最適の農家向けリーフレットです。

「経営能力向上講習会 (パソコン農業簿記)」を開催

複式簿記の基礎から会計ソフトを利用して農業簿記、さらに青色申告に必要な書類の作成まで、貫した指導を行うため、県内の担い手を対象に「経営能

力向上講習会」を、奈良県担い手育成総合支援協議会(事務局、奈良県農業会議)が開催しました。

また、8月26日から実施予定の実践講座では、「参加者自身の経営でのパソコン簿記の演習」

として、青色申告決算書の作成まで体験して頂くことを考えて

『県農業会議関係会議日程』

9月2日	県常任会議員会議
10月2日	県常任会議員会議
10月24日	奈良県農業委員大会